

令和 8 年

西条市議会第 3 回 3 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 4 号	令和 7 年度西条市一般会計補正予算（第 1 2 回） について	別冊
議案第 5 号	令和 7 年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第 4 回）について	〃
議案第 6 号	令和 7 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 4 回）について	〃
議案第 7 号	令和 7 年度西条市壬生川財産区特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 8 号	令和 7 年度西条市病院事業会計補正予算（第 2 号）について	〃
議案第 9 号	令和 8 年度西条市一般会計予算について	〃
議案第 1 0 号	令和 8 年度西条市国民健康保険特別会計予算に ついて	〃
議案第 1 1 号	令和 8 年度西条市介護保険特別会計予算につい て	〃
議案第 1 2 号	令和 8 年度西条市小松地域交流事業特別会計予 算について	〃
議案第 1 3 号	令和 8 年度西条市畑地かん水事業特別会計予算 について	〃
議案第 1 4 号	令和 8 年度西条市庄内財産区特別会計予算につ いて	〃
議案第 1 5 号	令和 8 年度西条市壬生川財産区特別会計予算に ついて	〃
議案第 1 6 号	令和 8 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 予算について	〃
議案第 1 7 号	令和 8 年度西条市水道事業会計予算について	〃
議案第 1 8 号	令和 8 年度西条市病院事業会計予算について	〃
議案第 1 9 号	令和 8 年度西条市公共下水道事業会計予算につ いて	〃
議案第 2 0 号	財産の無償譲渡について	1
議案第 2 1 号	西条市乳児等通園支援事業の利用料を定める条 例について	5
議案第 2 2 号	西条市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正す る条例について	9

議案第 2 3 号	西条市火入れに関する条例の一部を改正する条例について	1 5
議案第 2 4 号	西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例について	1 9
議案第 2 5 号	西条市下水道条例の一部を改正する条例について	2 3
議案第 2 6 号	西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	2 7
議案第 2 7 号	西条市黒谷水道設置及び管理条例の一部を改正する条例について	3 1
議案第 2 8 号	西条市火災予防条例の一部を改正する条例について	3 5

議案第20号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

西条市長 高橋敏明

1 譲渡する財産

土地

(1) 所在 西条市明神木56番地

(2) 地目 宅地

(3) 地積 233.13㎡

2 譲渡の相手方

西条市明神木56番地

認可地縁団体 明神木自治会

会長 好光英樹

提案理由

旧明神木集会所用地を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) (略)

2 (略)

議案第 2 1 号

西条市乳児等通園支援事業の利用料を定める条例について

西条市乳児等通園支援事業の利用料を定める条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市乳児等通園支援事業の利用料を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業(以下「事業」という。)の利用料(以下「利用料」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)で使用する用語の例による。

(利用料)

第3条 市長は、西条市立の教育・保育施設における利用料を、児童の保護者又はその扶養義務者から徴収するものとする。

2 利用料の額は、利用時間1時間当たり300円とする。

(利用料の減免)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

西条市立の教育・保育施設で実施する乳児等通園支援事業の利用料を定めるため、
所要の条例を制定しようとするものである。

議案第 22 号

西条市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

西条市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

西条市長 高橋 敏 明

西条市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例

西条市医師確保奨学金貸付条例（平成25年西条市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付対象者)</p> <p>第3条 市長は、大学の医学を履修する課程に在学する<u>第1学年から第4学年までの者</u>で将来指定医療機関において医師としてその業務に従事しようとするものの申請により、<u>第1学年から第6学年までの間</u>、奨学金を貸し付けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(返還債務の免除)</p> <p>第7条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還及びその利息の支払に係る債務（以下「返還債務」という。）の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得し、直ちに指定医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修を開始した日の属する月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間（以下「修学貸付月数」という。）に5年を加えた期間<u>（災害、疾病その他やむを得ない事由がある場合にあっては、当該期間にその事由が継続する期間を加えた期間。以下この条において同じ。）</u>が経過するまでの間に、指定医療機関において臨床研修を受けた期間（2年を</p>	<p>(貸付対象者)</p> <p>第3条 市長は、大学の医学を履修する課程に在学する_____者で将来指定医療機関において医師としてその業務に従事しようとするものの申請により_____、奨学金を貸し付けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(返還債務の免除)</p> <p>第7条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還及びその利息の支払に係る債務（以下「返還債務」という。）の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得し、直ちに指定医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修を開始した日の属する月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間（以下「修学貸付月数」という。）に5年を加えた期間_____が経過するまでの間に、指定医療機関において臨床研修を受けた期間（2年を</p>

限度とする。)及び臨床研修修了後指定医療機関において医師としてその業務に従事した期間(次項においてこれらの期間を「医師従事月数」という。)が通算して修学貸付月数に_____達したとき。

(2)、(3) (略)

2 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還債務の一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) 前項第1号に規定する修学貸付月数に5年を加えた期間に達するまでの間に、やむを得ない事由により、医師従事月数が、通算して修学貸付月数_____に達しなかったとき。

(3) (略)

(返還債務の履行猶予)

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、返還債務の履行を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 第7条第2項第2号に規定する修学貸付月数_____に達しなかった後、引き続き指定医療機関において医師としてその業務に従事しているとき その業務に従事している期間

(3) (略)

限度とする。)及び臨床研修修了後指定医療機関において医師としてその業務に従事した期間(次項においてこれらの期間を「医師従事月数」という。)が通算して修学貸付月数に2年を加えた月数に達したとき。

(2)、(3) (略)

2 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還債務の一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) 前項第1号に規定する修学貸付月数に5年を加えた期間に達するまでの間に、やむを得ない事由により、医師従事月数が、通算して修学貸付月数に2年を加えた月数に達しなかったとき。

(2) (略)

(返還債務の履行猶予)

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、返還債務の履行を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 第7条第2項第2号に規定する修学貸付月数に2年を加えた月数に達しなかった後、引き続き指定医療機関において医師としてその業務に従事しているとき その業務に従事している期間

(3) (略)

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、この条例による改正前の西条市医師確保奨学金貸付条例第 3 条第 1 項の申請を行った者は、この条例による改正後の西条市医師確保奨学金貸付条例第 3 条第 1 項の申請を行った者とみなす。
- 3 この条例による改正後の西条市医師確保奨学金貸付条例第 7 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号並びに第 9 条第 2 号の規定は、施行日前に奨学金の貸付けの決定を受けた者についても適用する。

提案理由

医師養成の実態及び社会情勢の変化を受けて実施した市内指定医療機関等の医師との意見交換を踏まえ、医師確保奨学金制度の実効性を高めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 23 号

西条市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

西条市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

西条市長 高橋 敏 明

西条市火入れに関する条例の一部を改正する条例

西条市火入れに関する条例（平成16年西条市条例第164号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は<u>林野火災警報</u>が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p> <p>3 <u>火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中に林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）が発令された場合には、林野火災注意報が解除されるまでの間、火入れを行わないよう努めなければならない。</u></p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、乾燥注意報又は火災警報</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は<u>強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報</u>が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

林野火災注意報及び林野火災警報が発令された際の対応を定めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 24 号

西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

西条市長 高橋 敏 明

西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例

西条市企業立地促進条例（平成17年西条市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 先端成長産業分野 本市の地域経済の維持及び発展を図るために注力すべき分野として規則で定めるものをいう。</u></p>				<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
項	奨励金の区分	交付要件	奨励金の額及び限度額	項	奨励金の区分	交付要件	奨励金の額及び限度額
1	企業立地促進奨励金	指定事業者（設備投資促進奨励金、事業継続強化事業費奨励金及び脱炭素化取組促進奨励金の適用を受けようとする企業を除く。この項において同じ。）が、企業の立地をしたとき。	（固定資産税の収納額に相当する額とし、対象期間は5年間、5億円（先端成長産業分野に属する事業の用に供されるものである場合には、10億円）を限度とする。	1	企業立地促進奨励金	指定事業者（設備投資促進奨励金、事業継続強化事業費奨励金及び脱炭素化取組促進奨励金の適用を受けようとする企業を除く。この項において同じ。）が、企業の立地をしたとき。	（固定資産税の収納額に相当する額とし、対象期間は5年間、5億円を限度とする。
		指定事業者が	固定資産税の			指定事業者が	固定資産税の

		、企業の立地 を行い、併せ て本社の機能 を本市に移転 したとき。	収納額に相当 する額に法人 市民税の収納 額に相当する 額を加えた額 とし、対象期 間は5年間、 5億円(先端 成長産業分野 に属する事業 の用に供され るものである 場合にあつて は、10億円)を限度とす る。			、企業の立地 を行い、併せ て本社の機能 を本市に移転 したとき。	収納額に相当 する額に法人 市民税の収納 額に相当する 額を加えた額 とし、対象期 間は5年間、 5億円_____
2 ~ 7 (略)				2 ~ 7 (略)			_____を限度とす る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

昨今の深刻な人材不足、資材価格高騰等の状況にあって、苦境を打破すべく事業所の新設、増設等に積極的に取り組む企業に対する奨励措置を拡大するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 25 号

西条市下水道条例の一部を改正する条例について

西条市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市下水道条例の一部を改正する条例

西条市下水道条例（平成16年西条市条例第184号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(排水設備等の工事の施行)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規則で定めるところにより市長が指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者についても工事を行うことができる。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(排水設備等の工事の施行)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規則で定めるところにより市長が指定した<u>もの</u>（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、排水設備等の新設等の工事を円滑に行うことができるようにするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 26 号

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

西条市長 高橋 敏 明

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例

西条市水道事業給水条例（平成16年西条市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、<u>管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2、3 (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、_____管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2、3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、給水装置工事を円滑に行うことができるようにするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 27 号

西条市黒谷水道設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市黒谷水道設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市黒谷水道設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市黒谷水道設置及び管理条例（平成16年西条市条例第143号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第5条 給水装置工事は、市長又は市長が指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者又は他の水道事業者が指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第5条 給水装置工事は、市長又は市長が指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、給水装置工事を円滑に行うことができるようにするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 28 号

西条市火災予防条例の一部を改正する条例について

西条市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市火災予防条例の一部を改正する条例

西条市火災予防条例（平成16年西条市条例第206号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条（略）</p> <p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p>第7条の2 <u>簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>（2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでな</u></p>	<p>第7条（略）</p>

い。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) (略)
- (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 西条市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

- (2) (略)

（サウナ設備）

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）

_____の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) (略)
- (2) サウナ設備_____の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備_____の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 西条市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

- (2) (略)

<p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号）が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。